報　道　資　料

平成２９年４月１４日
奈良県薬務課薬物監視係
担当：辻元、松本
内線 3174､3175
ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ 0742-27-8664

危険ドラッグが原因と疑われる救急搬送事例について
（平成２８年度集計結果）

このことにつきましては、例年４月に集計結果を公表しています。
減少傾向にはあるものの、危険ドラッグの吸引に絡んだ事件や事故が各地で発生しており、過去には奈良県でも、意識不明に陥り救急搬送される事例が発生しています。
県では、危険ドラッグを安易に吸引することの危険性について、街頭キャンペーン、ポスターや講習会等で県民に対して注意喚起を行ってきたところです。
この度、平成２８年度に県内で発生した危険ドラッグが原因と疑われる救急搬送事例について、各消防本部、医療機関からの情報を取りまとめたのでお知らせします。

平成２８年４月から２９年３月までの１年間の危険ドラッグの吸引が疑われる救急搬事例件数は、０件でした。
なお、平成２７年度は３件、平成２６年度は５件の事例がありました。

【注意喚起】

危険ドラッグは、インターネット等で、「合法ハーブ」「お香」「アロマ」などと称して販売されていますが、これらの商品には、麻薬や覚醒剤よりも恐ろしい成分が含まれていることがある大変危険なものですので絶対に購入や使用しないようにして下さい。

【県の対応】

・県警察本部、近畿厚生局麻薬取締部と連携の上、平成２６年４月から毎月１回以上の立入調査を実施した結果、平成２６年度中に県内にあった４店舗すべてを閉店させることができました。
・現在、インターネット販売が依然として見受けられることから、県民に対し、街頭キャンペーン、薬物乱用防止教室、出前トーク、ホームページ、チラシ及びポスター等を通じて、引き続き危険ドラッグの危険性を注意喚起し、啓発に努めています。

【指定薬物の所持･使用等の禁止】

平成２６年４月１日より指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けが新たに禁止されました。
違反した場合、３年以下の懲役もしくは３００万円以下の罰金又はこれらが併科されます。

参考事項「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

（略称：医薬品医療機器等法）」〈抜粋〉

（製造等の禁止）
第七十六条の四
指定薬物は、疾病の診療、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び次条において「医療等の用途」という）以外の用途に供するために製造し、輸入し　販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

（罰則）
第八十三条の九
第七十六条の四の規定に違反して、業として、指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者又は指定薬物を所持した者（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列した者に限る。）は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十四条
次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
二十六　第七十六条の四の規定に違反した者（前条に該当する者を除く。）